

## 三条市先端設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の生産性の向上及び競争力の強化を図り、もって賃上げ環境の整備を促進するため、中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に規定する先端設備等導入計画に基づき、先端設備等を導入する費用について、予算の範囲内において三条市先端設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画であつて、同条第4項又は第53条第1項の規定により市長から認定を受けたものをいう。
- (3) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (4) パートナースhip構築宣言 事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上及び大企業と中小企業の共存共栄を目指し、発注者側の立場から、代表権のある者の名前で宣言するものであつて、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣により令和2年5月18日に開催された第1回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において導入が決定されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有しており、市内で1年以上同一事業を営んでいること。
- (2) 製造業、卸売業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 中小企業庁が依頼する団体が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）にパートナーシップ構築宣言を登録していること。
- (4) 雇用者給与等支給額を1.5パーセント以上増加させる賃上げ方針が位置づけられた先端設備等導入計画を有していること。
- (5) 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 納期限の到来した市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する中小企業者にあつては、

補助対象者としなない。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（日本国内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない企業を含む。以下同じ。）の所有に属している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額が前3号に該当する法人の所有に属している中小企業者
- (5) 第1号から第3号までに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する先端設備等の取得に要する費用（リース契約又は割賦販売契約に基づく先端設備等にあつては、リース料金（固定資産税相当額を除く。）又は割賦金）とする。ただし、市長が定める日までに支払が完了するものに限る。

- (1) 令和8年4月1日以降に市長の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入される機械装置
- (2) 市長が定める日までに設置を完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としなない。

- (1) 先端設備等の取得に要する費用に係る消費税及び地方消費税相当額
- (2) この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける経費  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、400万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市先端設備等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
- (2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し
- (4) 先端設備等導入計画及び当該先端設備等導入計画に係る市長の認定書の写し

(5) ポータルサイトに登録したパートナーシップ構築宣言

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを決定した場合にあっては三条市先端設備等導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては三条市先端設備等導入促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、中止し、又は廃止するときは、三条市先端設備等導入促進補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象経費の支払が完了したときは、三条市先端設備等導入促進補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書又は支払が確認できる書類の写し

(2) 取得した先端設備等の設置状況等が分かる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市先端設備等導入促進補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。